

事務連絡  
平成 28 年 3 月 15 日

医療機関各位

新宿区福祉部障害者福祉課長

### 重症心身症児等在宅レスパイトサービス医師指示書の作成について（依頼）

日頃より、新宿区障害者福祉行政にご協力を賜りお礼申し上げます。

さて区では、平成 28 年 4 月から新宿区重症心身障害児等在宅レスパイトサービスを実施します。

この事業は、在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児及び重症心身障害者に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュを図るというものです。

貴医療機関におかれましては、事業を実施するに当たって必要な、事業利用の是非の判断、対象障害児又は障害者の心身の状況、家族不在時の訪問看護実施上の留意事項等を指示するための「新宿区重症心身症児等在宅レスパイトサービス医師指示書」の作成につきまして、ご協力を承りたくお願い申し上げます。

なお作成いただきました指示書の内容は、事業を実施する訪問看護ステーションに提供いたしますので、ご了承ください。

また、指示書作成料につきましては、依頼者にご請求ください。依頼者に別途、区から指示書作成費用の補助をいたします。

なお、この事業は、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児及び重症心身障害者を介護する家族を対象にしています。愛の手帳（1 度または 2 度）及び身体障害者手帳（下肢機能障害、体幹機能障害、移動機能障害 1 級または 2 級）を所持しているか、以下にお示しする大島分類の 1～4 に該当していることが前提になりますので、ご注意ください。

<大島分類>

<大島分類>					I Q
2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	7 1－8 0 境界
2 0	1 3	1 4	1 5	1 6	5 1－7 0 軽度
1 9	1 2	7	8	9	3 6－5 0 中度
1 8	1 1	6	3	4	2 1－3 5 重度
1 7	1 0	5	2	1	0－2 0 最重度

走れる 歩ける 歩行障害 座れる 寝たきり

※ 当該事業は平成 28 年 4 月 1 日から開始いたしますので、医師指示書の作成日は、平成 28 年 4 月 1 日以降の日付をご記入ください。

ご不明な点がございましたら、下記担当までお電話くださいますようお願いいたします。

担当 新宿区障害者福祉課福祉推進係  
電話 03 (5273) 4516 (直通)  
FAX 03 (3209) 4516